

MIO PRESS

LAW OFFICE
新年号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.25
2024.01



抽選で**30名**様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください

謹賀
新年

特集

Special Feature

「みお」から 新年のご挨拶

連載

知っ得! 交通事故

法律コラム

伊藤勝彦弁護士の時事解説

刑事事件入門

保護責任者遺棄罪

支店便り

リガサポ!

Cookieって何だろう?

出生時育児休業(産後パパ育休)制度
について

弁護士法人みお綜合法律事務所 / お問い合わせ・ご相談は[通話料無料] ☎ 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律

入所ご挨拶

皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、弁護士法人みお綜合法律事務所に入所させていただきましたことになりました。

多くの先生方に囲まれながら研鑽の機会を与えていただけたこと、大変うれしく思うと共に、身の引き締まる思いです。

「困っている人を助けたい」という想いが私の弁護士としての原点でございます。

いかなるときも、自分の原点を忘れることなく、お客様のために力を尽くせるよう、真つ直ぐに突き進む所存です。

若輩者ではありますが、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
是永 淳志
これなが あつし



大阪・京都・神戸

弁護士法人みお綜合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他

お問い合わせ・ご相談は

なやむなみお
0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土) / 9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月～金曜日 / 9:00～20:00
土曜日 / 10:00～18:00
受付時間:月～土曜日 / 9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月～土曜日 / 9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月～土曜日 / 9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからのご応募できます!

ご応募はこちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で**30名**様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2024年3月末日
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答のお願いいたします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

☐ 【特集】「みお」から新年のご挨拶 ☐ 知っ得! 交通事故
☐ 伊藤勝彦弁護士の時事解説 ☐ 刑事事件入門
☐ 支店便り ☐ リガサポ! ☐ 事務局通信

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

☐ 交通事故 ☐ 相続問題 ☐ 離婚(男女)問題
☐ 借金問題 ☐ 労働問題 ☐ 刑事事件
☐ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) ☐ 企業法務
☐ その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど

Q.5 ラジオリスナーですか ☐ はい ☐ いいえ

「はい」とお答えいただいた方...
☐ 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございます。

あけましておめでとうございます
令和になって、はや6年、コロナ禍、
世界情勢の目まぐるしい動きなど、
これまでに経験したことがないような
激動の時代が続いております。
今年は、いろいろなことが収まって、
良い年になりますように願っています。
みお綜合法律事務所も世の中の動きに
対応して、常にアップデートした法的
サービスを提供できるよう努めてまいります。
今年もどうぞよろしくお願い致します。



代表社員弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada

あけましておめでとうございます。
昨年は大変お世話になり
誠にありがとうございました。
年も改まりこれまで以上に皆様にご満足いただけるサービスを心掛け、
より一層誠意をもって業務に
邁進してまいります所存でございます。
本年も変わらぬご愛顧のほど
よろしくお願いいたします。
皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、
新年のご挨拶といたします。



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

あけましておめでとうございます。
令和5年は、新型コロナがいわゆる
第5類に移行し、少しずつですがコロナ前の
日常生活を取り戻し、社会全体の閉塞感の
ような不安は乗り越えたような気がします。
コロナ期間中に増えてしまった体重を
少しでも減らし、健康に留意しながら、
ひとつひとつ仕事を積み重ねて
いきたいと思います。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士
吉山 晋市
Shin-ichi Yoshiyama

あけましておめでとうございます。
昨年、大阪事務所界隈の風景は目まぐるしく
変わりました。JR大阪駅の地下新ホームが
開通したり、うめきた2期地区開発で
新しい高層ビルがどんどん建っています。
この勢いにあやかって、今年もパワフルに、
皆様のお役に立てるよう努めたいと思っております。
本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

新年あけましておめでとうございます。
大阪事務所のある「うめきたエリア」は
高層ビルの建築が進められていて、
エレベーターホールから見える景色は
日々変わり続けています。
社会は目まぐるしく変化していますが、
その変化を楽しめるよう日々頑張っております。
今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura

明けましておめでとうございます。
昨年は、新型コロナウイルス感染症が
5類感染症となり、これまで大きな
懸念事項であったコロナ問題も、
一区切りついたように思いますが、
他方で、物価や為替の大きな変動など、
新たな問題が現れました。
本年も、弁護士として、
新たな経済状況に対応しつつ、
顧客の皆様に安心をお届けできるよう、
業務を行っていきたいと考えております。
本年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士
山本 直樹
Naoki Yamamoto

あけましておめでとうございます。
私は、交通事故被害者の方からのご依頼で
保険会社との交渉をよく行っています。
加えて、昨年、弁護士会からの推薦で
裁判所の司法委員に任命され、
裁判所の立場で交通事故の事案に
接するようにもなりました。
司法委員として裁判官との評議等で
得られる知識や経験も活かし、
弁護士としての交通事故処理に
より厚みを持たせていきたいと思っております。
今年もよろしくお願いいたします。



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

新年明けましておめでとうございます。
昨年は、それほどIT技術に詳しくない方々も
ChatGPTに触れられるようになり、
書店でも関連する特集を組んだ雑誌が
多数平積みされるなど、新しい時代の
到来を予感させる一年になりました。
数年程度で日常生活に大きな変化が
起こる予感を強く感じながらも、その変化が
どのようなものになるかは不明瞭ですが、
新たな知識を身に付けつつ変化を
楽しめるようでありたいと思います。
今年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata

新年明けましておめでとうございます。
昨年は年が明けてすぐに新しい家族を迎えること
になりました。日々ヒヤヒヤと癒しを与えてくれる
存在に感謝しつつ、公私共により一層大きな責任を
自覚して業務にあたっております。
本年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士
加藤 誠実
Masami Kato

特集

「みお」から新年のご挨拶



身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Hagi

本コラム担当の羽賀です。今回は、被害者の方が幼児・児童・学生の場合の特徴について解説をします。

交通事故に遭った方が、幼児・児童・学生であった場合、若年者であることから、会社員・主婦等の方の場合とは異なる特色があります。以下、付添看護費・休業損害・逸失利益・過失割合・弁護士への依頼手続について見ていきます。

一 付添看護費

ご家族の方が、お子さんの入院・通院に付き添った場合、付添看護費が認められることがあります。実際に認められるかは事案によりますが、怪我が重いほど、また、年齢が低いほど認められやすい傾向があります。

一 休業損害

大学生等でアルバイトをしている場合、実際に休業をしたのであれば、休業損害の支払いを受けることができます。

被害者が若年者である場合に特有のものとして、交通事故により留

明けましておめでとうございます。
本年は、三宮エリアの再開発が本格的にスタートするとのことで、神戸の街並みがますます活気ある姿になるのを見届けるのが楽しみです。
北陸新幹線の敦賀延伸も間もなくだそうです、「かがやきに乗って北陸の温泉旅に出かけてみたいな」と夢見る日々です。
本年の神戸支店も、だれもが気軽に相談できる「かかりつけ弁護士」を目指して、法務サービスの充実に取り組んでまいりたいと思います。



神戸事務所支店長
弁護士
石田 優一
Yuichi Ishida

新年あけましておめでとうございます。
今年は辰年ですね。私は年男なのですが、子どもの頃から「辰って龍でしょ?かっこいい!」が半分、「いやいや辰って何?存在しないやん…」が半分の複雑な気持ちでした。
年賀状もタツノオトシゴの絵だったりして…うーん…。
弁護士登録10年を経て節目の年です。
不摂生を「断つ」、自分の足でしっかり「立つ」、新たな旅路に「発つ」、そんな一年にできればと思います。
本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
大畑 亮祐
Ryosuke Ohata

新春を寿ぎ謹んでお慶び申し上げます。
また、昨年中は大変お世話になり、心よりお礼申し上げます。さて、本年の干支は辰年になります。
辰(竜・龍)は、干支の中で唯一架空の生き物です。
龍と言えば、天に昇るイメージが強く、縁起の良い生き物と考えられています。
皆様にとって、迎えた新しい年が幸多き年となりますようお祈り申し上げます。



弁護士
原口 柊太
Syuta Haraguchi

あけましておめでとうございます。
昨年12月で弁護士登録から10周年を迎えました。
毎日新しいことの連続で、あっという間の10年間でしたが、こうして笑顔でいられるのも、ひとえに皆様のご指導のおかげです。
20周年、30周年も笑顔で迎えられるよう、これまで以上に皆様のお力になれるよう精進してまいります。
今年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

新年あけましておめでとうございます。
昨年12月、みお総合法律事務所に入所いたしました。
新たな事にも臆せず挑戦していく一方で、初心を忘れることなく着実に研鑽を積んでまいりたく存じます。
本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
是永 淳志
Atsushi Korenaga

謹んで新春のお慶びを申し上げます
旧年中は格別のご愛顧を賜り誠に有難うございました
昨年二月に当事務所へ入所し約十ヶ月が経ちましたが
おかげ様でとても充実した一年でございました
今後も皆様のご期待にお応えできるよう業務に努めて参りますので何卒よろしくお願い致します
本年も皆様のご健勝でござ幸でありますよう
心よりお祈り申し上げます



弁護士
青井 一哲
Kazuaki Aoi

年し、就労開始が遅れた場合には、遅れた分の休業損害が認められます。

一 逸失利益

被害者が幼児・児童・学生の方である場合、事故の時点では収入がないか、あまり多くの収入がないことがほとんどです。そのため、後遺障害が残った場合にどのように逸失利益を計算するかが問題となりますが、将来的には仕事をして一定の収入を上げることが見込まれますので、逸失利益は平均賃金を用いて算定することが多いと言えます。

一般的に、逸失利益は、将来の減収に関わるものを現時点で一括して受け取るものであるため、実際の減収見込み額より少ない金額しか受け取ることができません。幼児・児童・学生の場合、前倒しする期間が大きく、逸失利益が思ったほど大きくならない傾向があります。

一 過失割合

被害者が幼児・児童の方である場

合、過失割合の算定に当たり、有利な修正を受けられることがあります。これは、幼児・児童の場合、道路通行に当たつての判断力等が必ずしも十分ではなく、特に保護する要請が高いために認められています。幼児とは6歳未満、児童とは6歳以上13歳未満を指し、幼児であるか、児童であるかで修正の幅が変わることがあります。

一 弁護士への依頼手続

被害に遭われたのが未成年の方である場合、委任状等は、親権者の方に記載していただく必要があります。

以上のように、幼児・児童・学生の方が事故に遭った場合、会社員等の場合と異なった特徴があり、手続きで悩まれることも多いかもしれません。手続きの進め方などで悩まれたときは、弁護士にご相談いただければと思います。

今回は、幼児・児童・学生の方の場合の特徴を解説しました。次回は、高齢者の方の場合の特徴について解説します。



もともと、別の理由で一連の広告契約打ち切りの動きを疑問視する意見もあります。前述の経済産業省のガイドラインでは、取引打ち切りは「最後の手段として検討」すべきとされています。人権侵害をしている企業との関係を即時打ち切ると、確かに関係が終了して損害の拡大を回

「所属タレントに罪はないのに」という意見もありますが、旧ジャニーズ事務所所属タレントを起用し取引することは、重大な人権侵害を起こした企業をそのまま生き残らせることにつながります。人権侵害を知ったのに方策を打たないのは「加担」として責任を問われるでしょう。

今回の旧ジャニーズの件では、週刊誌やBBCが問題を報じた時点で、広告にタレントを起用している取引先企業側や広告代理店がジャニーズ事務所に対して実態の調査などを求める、という対応が望ましかったといえます。悔やまれるのは、告発本が出版されたり週刊文春との訴訟により性加害事実が認定されたりした1990年代において、ジャニーズ事務所所属タレントを広告に起用した取引企業、広告代理店、テレビ・



新聞などのマスメディアが、ジャニーズ事務所に対してきつちりとした実態調査と再発防止策の徹底を求めなかったことです。「大人の事情」「空気を読む」「〇〇メンバー（「容疑者」と言わない）」などと称して、見て見ぬふりをしなければ、その後の30年以上にわたる被害は防げたかもしれません。

人権DDは欧米を中心に法制化が進んでいます。例えば、アメリカではウィグル強制労働防止法が施行され強制労働に依拠する製品に対する輸入が制限されており、ドイツでは一定規模の企業に対して人権DDを罰則付きで義務づける法律が施行されています。他方、日本では人権DDは自主的な取り組みが推奨されていて、努力目標にとどまっています。

世界でビジネスをする際に日本の感覚のままでいると、人権に対する取り組みが甘いとして取引を見直されてしまうリスクがあります。企業が、人権に対する取り組みに適切に対応しなければ、結果として訴訟提起、輸入の差し止めなどの法的リスクや、消費者の不買運動やSNSでの炎上などのブランド棄損、株価下落や投資の引き揚げなど、さまざまなリスクが想定され、企業経営の存続に重大な影響を及ぼし得ることとなります。

今回のジャニーズの件は、ここ数年間の企業（ジャニーズ事務所のみならず取引先企業も含め）の人権感覚の低さを示したのではないかと思います。結果として企業の存続に重大な影響が生まれました。

私たち消費者としては、企業の人権対応に対して関心をもち、人権を軽視している企業に対しては厳しい目を向け、他方で人権尊重の取組に真摯に対応している企業の製品を積極的に購入するなどして応援していきたいものです。



参考資料 外務省「ビジネスと人権」ポータルサイト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html>

伊藤勝彦 弁護士の 時事解説

ジャ

ニー喜多川氏が長年未成年者に対して性加害を繰り返してきたことが明らかに

なり、多くの企業が、旧ジャニーズ事務所所属タレントとの広告契約を見直しCM起用を取りやめています。

この動きは企業が人権を守る取り組みとして報道されていますので、ここでは「ビジネスと人権」についてお話ししたいと思います。

もともと「人権」は、フランス革命やアメリカの独立戦争など、市民が国家権力に対して権利保障を求め獲得した歴史を通じて発展してきました。しかし、経済の発展とともに企業が大規模な事業活動を行う時代になり、企業活動による労働搾取や環境負荷などの、人や環境に対する

マイナスの影響が問題視されるようになりました。例えば、コストカットのために危険な環境や極端な低賃金での労働や児童労働を強いたり、操業により公害を惹起させたりするといったことです。つまり、企業活動により、労働者の人権や地域住民の生活環境（環境権）が脅かされているわけです。このように、企業の活動が拡大していくなかで、企業もまた人権を守る意識を持つべきだという考え方が強まってきました。

2011年には国連が「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めました。日本でも、2020年10月、「ビジネスと人権に関する行動計画」に係る関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

この行動計画では、①政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、②企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、③社会全体の人権に関する理解促進と意識向上、④サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備、⑤救済メカニズムの整備及び改善が定められました。そして、企業がサプライチェーンの全過程で人権侵害が起きていないかを調べ、改善に取り組む「人権デューデリジェンス」（人権DD）が注目を集めるようになり、2022年には政府が人権DDのガイドライン※をつくりました。

人権DDは、企業活動が関与する人権への悪影響を特定・分析し、これを予防・軽減し、対処する取り組みです。これは1回限りでなく継続的



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

に行われます。企業は自社の活動で人権侵害をしなければそれでよいということではありません。人権を軽視する企業と取引している企業についても、人権侵害に加担していると思われるようになってきました。そうした企業と取引をすれば、間接的に人権侵害企業を存続させることにつながるからです。

今回多くの企業が、旧ジャニーズ事務所所属タレントとの広告契約を見直したのは、まさにこのためです。



※経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

4 ひき逃げとの関係

自動車を運転中に、人をひいて怪我をさせてしまい、警察や救急車を呼ばずにその場から立ち去った場合（いわゆるひき逃げ）、道路交通法上の救護義務違反や事故報告義務違反が成立しますが、それとは別に、保護責任者遺棄罪の成立が問題になります。この点、交通事故を起こして怪我を負わせたという先行行為や、道路交通法上の救護義務があるとしても、事故を起こした人には、法的に保護する義務があるとは言えないとして、保護責任者遺棄罪は成立しないと考えられています。

ただし、怪我した人を一旦自車内に運び込むなど、事故後の救助を一旦引き受けたなどの事情があれば、保護責任者遺棄罪が成立することもあります。

下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

6 最後に

今回は、保護責任者遺棄罪についてお話ししました。細かい話や複雑な話なるべく割愛しましたが、それでも難しいと思われる方も多いと思います。よく耳にする犯罪ですが、単純なものではないことを少しでもご理解いただけたら幸いです。



刑事事件入門

保護責任者遺棄罪



弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

弁

護士の西村です。パチンコ店やスーパーマーケットの駐車場で、

車内に乳幼児が放置されていたというニュースが、たびたび報道され、社会問題になっています。中には、幼児が熱中症や脱水症状などで死亡するといういたたまれない事件も発生しています。両親が車内に乳幼児を放置して、保護責任者遺棄罪で逮捕されたというニュースを聞いたことがある方も多いのではないかと思います。今回は、保護責任者遺棄罪（刑法218条）について取り上げたいと思います。

1 客 体

遺棄罪の客体となるのは、老年者、幼年者、身体障害者、病者です（刑法218条）。老年者や幼年者は、年齢により区別されているわけではなく、心身の状態により判断されます。病者には、交通事故により重傷を負っ

2 遺棄及び不保護

た者、泥酔者、覚せい剤により錯乱状態に陥った者なども含まれます。

処罰の対象となる行為は、遺棄又は生存に必要な保護をしないこと（不保護）です。「遺棄」とは、保護すべき者を放置して遠くに行く行為や保護すべき者を遠くに運んで置き去りにする行為を言います。例えば、山の中に幼児を運んで、置き去りにする行為などです。「不保護」とは、保護すべき者の近くにいながら、必要な保護をしないことを言います。例えば、同じ家にいる病気の人の介護や看病もせずに、そのままにしておく行為などです。

3 主 体

処罰の対象となるのは、遺棄及び不保護を、保護する責任のある者（保護責任者）が行った場合に限ら



れます。保護責任者とは、法令、契約などを根拠として法的に保護する義務がある者を言います。例えば、老年者については介護を行う親族や介護士が、幼年者については両親が、保護責任者に当たりうることになります。

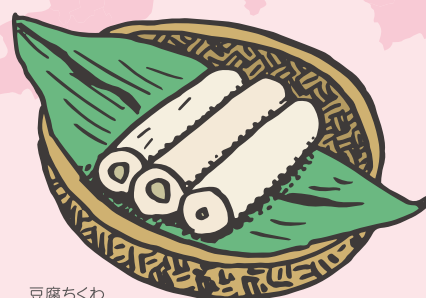
ただし、保護責任者に当たらない場合でも、別途、単純遺棄罪（刑法217条）が成立する可能性がありますので注意が必要です。単純遺棄罪の処罰対象は、保護すべき者を遠く

リレー式コラム 事務局通信

明けましておめでとつございませう。京都事務局です。本年もよろしくお願いいたします。

皆さんは、好物を好きになった理由を考えてみたことはおありでしょうか。

わたしは練り物が好きなのですが、お鍋やおでんを作っているときに、ふと何かきつかけがあったかな、と気になったので、ルーツをたどってみました。真っ先に思い当たったものが「豆腐ちくわ」です。おそらく耳なじみがない方が多いかと思いますが、これは私の地元、鳥取県東部や中部の特産品です。



豆腐ちくわ

豆腐ちくわは通常のちくわとは違い、魚のすり身に豆腐を練り込んで作られています。調べてみたところ、江戸時代、魚は高級品というので、大豆の生産が盛んだったこともあり、当時の藩主が豆腐を食べるよう推奨したことがきっかけのようでした。そのため、配分としては豆腐の方が多く練り込まれています。確かに食べても、味は淡泊で全く癖はなく、豆腐の方が多く練り込まれているものの、大豆の香りが強いとは感じません。わたしはそのまま丸がじり派ですが、しょうが醤油をつけたり、トースターで焼き目を付けて食べれば、お酒のあてにもなります。

我が家では頻繁に食卓に並んでいて好んで食べていたことが、私の今の練り物好きに繋がっているのだと思います。

賞味期限が短いのであまり流通していないのですが、もしお見かけの際は召し上がってみてください！新たな発見に繋がるかもしれません。

クッキー Cookieって何だろう？

はじめに

今回は、Cookie(クッキー)のお話です。とはいっても、「3時のおやつ」がテーマではありません。

皆さんは、インターネットを利用している際、「本サイトでは、Cookieを使用しています」という表示をご覧になったことはありませんか。このような表示が出てきて、「何これ？よく分からないけど、とりあえず『同意』しておこう」と、何気なく『同意』ボタンをクリックされている方が多いかと思えます。

まずは、インターネットで見かける言葉「Cookie」とは一体何なのか、ご説明したいと思います。ただ、Cookieの技術的な仕組みは複雑なため、今回は、「だいたいこのようなイメージです」という程度の説明にとどめます。詳しいことをお調べになりたい方は、グーグルで「Cookie 仕組み」などと検索してみてください。

Cookieの仕組み〈基本編〉

くは、このようなWIN・WINな仕組みで成り立っています。

Cookieの何が問題なのか？

このように、Cookieは、ウェブサイトの運営者にとって、様々な利用価値があります。ただ、Cookieは、その利用の仕方によって、インターネットの利用者の情報を大量に収集し、利用者が知らないうちに、「どの辺りに住んでいるか」「最近何にはまっているか」「支持している政党はどこか」といったプロフィールングを可能にします。

知らず知らずのうちに、自分の私生活や内面を他人に知られてしまうのは、「気持ち悪い」ことです。この問題を危惧した世界中の専門家が、「(利用の仕方に問題がある)Cookieは規制すべきでは？」と真剣に議論するようになりました。

世界がCookie規制の方向に

近年、Cookie規制の動きが、EUを中心に盛んに広がっています。日本で

例えば、あなたが、ミオ社の運営する動画配信サイト「MioTube」にPCでアクセスし、お気に入りの芸人「みお太郎」が配信する動画を視聴したとします。ミオ社は、あなたが後日「MioTube」にアクセスした際に、みお太郎が配信する他の動画を「おすすめ」として表示したいと思っています。ただ、あなたは「MioTube」でユーザー登録をしていないため、ミオ社は、あなたが「誰」か全く知りません。

このようなミオ社の思いを実現するのが、Cookieの仕組みです。Cookieとは、あなたが使っているPCなどのデバイスに、ウェブサイトの運営者が情報を保存しておくことのできる仕組みです。

まず、ミオ社は、あなたが「MioTube」にアクセスした際に、例えば「ID:97285」という情報を保存しておきます。そして、ミオ社は、データベースに、「ID:97285のユーザーはみお太郎の動画を見ていた」という情報を保存しておきます。

次に、ミオ社は、あなたが「MioTube」に後日アクセスした際に、あな

も、世界の流れを受けて、電気通信事業法が改正され、オンラインサービスで「サードパーティCookie」という技術を使う際に、「誰が何のために使うか」をユーザーに情報提供することが義務づけられました。

おわりに

「本サイトでは、Cookieを使用しています」という表示を見かけた際は、今回の「神戸支店だより」のことを思い出していただければ幸いです。

また、Cookie規制の詳細については、「Web Lawyers(ウェブ・ロイヤーズ)」のコラムで取り上げています。ご関心をいただけた際は、ぜひ「電気通信事業法改正によるCookie規制を弁護士が解説」もお読みいただければ幸いです。



電気通信事業法改正によるCookie規制を弁護士が解説



弁護士
社会保険労務士
情報処理安全
確保支援士
(登録情報セキュリティ
スペシャリスト)
石田 優一
Yuichi Ishida

弁護士法人みおは、全国に高品質な企業法務をご提供するために、オンライン法律相談サービスを運営しています。サイト中でご覧いただける法律コラムは、弁護士がビジネスに役立つ最新情報を順次更新。

より身近に、より便利に——WEB法律相談サービス

ウェブ・ロイヤーズ
「Web Lawyers」

顧問契約で弁護士をビジネスパートナーに!

月額1万円～
(税別)



みおのセミナー②

事前予約制

生前対策セミナー

～上手に相続対策しましょう～

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一歩踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士
伊藤 勝彦

日 程	場 所	時 間	テ ー マ
1月10日(水)	神戸	14:00	①「贈与」
18日(木)	大阪	14:00	①「贈与」
22日(月)	大阪	14:00	②「不動産」
31日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
2月 5日(月)	大阪	14:00	③「生命保険」
7日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
22日(木)	大阪	14:00	④「財産の承継」
28日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
3月 4日(月)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
6日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
19日(火)	大阪	14:00	⑥「事業承継」
27日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」

みおの個別相談会

事前予約制

「個別相談会」のご案内



遺産分割の話し合いがまとまらない、遺留分のことを相談したい、相続手続きが複雑で困っている、先々に備えて遺言書を作りたいなどの相続問題や離婚問題に関する特別相談会(1時間無料)を開催します。

●個別相談会(遺言・相続) 無料

日 程	場 所	時 間
1月17日(水)	大阪	10:00～17:00
24日(水)	京都	10:00～17:00
2月14日(水)	大阪	10:00～17:00
21日(水)	神戸	13:00～18:00
21日(水)	京都	10:00～17:00

●個別相談会(離婚問題) 無料

日 程	場 所	時 間
2月21日(水)	大阪	10:00～17:00

※個別相談会は、各回1時間程度を予定しております。

記載の日程以外にも、個別相談(初回30分無料)を大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

みおの講座

事前予約制

エンディングノート書き方講座



ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 2月27日(火)
- 時間: 午前11時から(約1時間)
- 場所: 「みお総合法律事務所」大阪事務所

無料



みおのセミナー①

事前予約制

「法律セミナー」のご案内



各セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー

無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日 程	場 所	時 間
2月14日(水)	大阪	11:00
15日(木)	京都	11:00
3月28日(木)	神戸	11:00

●任意後見セミナー

無料

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日 程	場 所	時 間
1月18日(木)	大阪	11:00
31日(水)	神戸	11:00
2月19日(月)	京都	11:00
3月13日(水)	大阪	14:00
14日(木)	神戸	11:00

●遺言書作成セミナー

無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日 程	場 所	時 間
1月18日(木)	京都	11:00
31日(水)	大阪	11:00
2月21日(水)	神戸	11:00
3月12日(火)	大阪	11:00
14日(木)	京都	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日 程	場 所	時 間
1月25日(木)	大阪	13:00
2月 7日(水)	神戸	13:30
20日(火)	大阪	13:00
3月 5日(火)	神戸	13:30
19日(火)	大阪	13:00

離婚セミナー(女性)

日 程	場 所	時 間
1月26日(金)	大阪	18:00
31日(水)	神戸	18:00
2月16日(金)	大阪	18:00
21日(水)	神戸	18:00
3月14日(木)	神戸	18:00
15日(金)	大阪	18:00

離婚セミナー(男性)

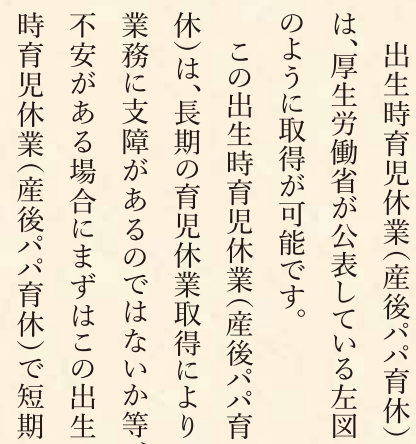
各種セミナー・相談会等(事前予約制)のご予約・お問い合わせは
受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]



0120-7867-30

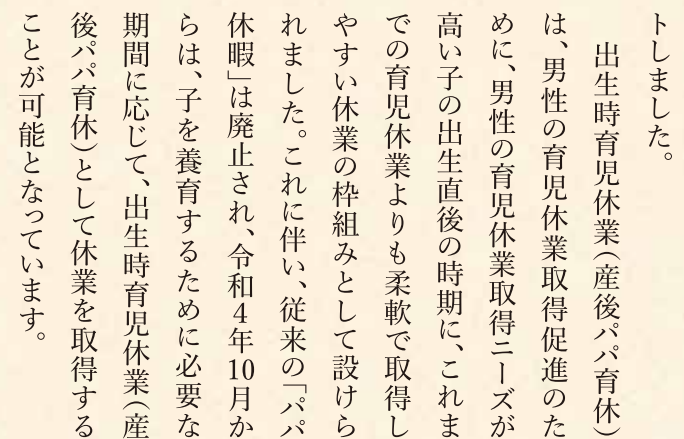
なやむなみお

➡ 矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです。



間の休業を試してから、長めに育児休業を取得するというような活用も出来できます。

従来の育児休業と同様、労働者が容易に取得できるように、事業主においては、事業所にあらかじめ制度を導入し、就業規則の整備等必要な措置を講ずることが必要です。



にご存じの方が多いと
 思います、令和4年10
 月1日から出生時育児

リーガル サポート
インフォメーション

社会保険労務士
神崎 裕子
Yuko Kanzaki



※出生時育児休業(産後パパ育休)は、育児休業とは別に取得できます。 ※有期労働者については、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了することが明らかでない場合に対象となります。 ※労使協定を締結することで、次の労働者を対象外とすることが可能です。 ①入社1年未満の労働者 ②申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ※育児休業と同様に、産後パパ育休開始予定日の繰上り・終了予定日の繰下り変更、申出の撤回が可能です。 ※出生後8週間を超える休業や取得期間4週間(28日)を超える休業はできません。4週間を超える期間等は通常の育児休業を取得することになります。

皆様、新年あけましておめでとうございます!本年もよろしくお願ひ致します。早いもので新春にMIO PRESSをお届けするのは7回目になります。

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

本誌は事務所メンバーが交替で記事を執筆していますが、今年も皆様のお役に立つ特集や連載記事をお届けしてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。



䷀ ䷁ ䷂ ䷃ ䷄ ䷅ ䷆ ䷇ ䷈ ䷉ ䷊ ䷋ ䷌ ䷍ ䷎ ䷏ ䷐ ䷑ ䷒ ䷓ ䷔ ䷕ ䷖ ䷗ ䷘ ䷙ ䷚ ䷛ ䷜ ䷝ ䷞ ䷟ ䷠ ䷡ ䷢ ䷣ ䷤ ䷥ ䷦ ䷧ ䷨ ䷩ ䷪ ䷫ ䷬ ䷭ ䷮ ䷯ ䷰ ䷱ ䷲ ䷳ ䷴ ䷵ ䷶ ䷷ ䷸ ䷹ ䷺ ䷻ ䷼ ䷽ ䷾ ䷿ ䷀ ䷁ ䷂ ䷃ ䷄ ䷅ ䷆ ䷇ ䷈ ䷉ ䷊ ䷋ ䷌ ䷍ ䷎ ䷏ ䷐ ䷑ ䷒ ䷓ ䷔ ䷕ ䷖ ䷗ ䷘ ䷙ ䷚ ䷛ ䷜ ䷝ ䷞ ䷟ ䷠ ䷡ ䷢ ䷣ ䷤ ䷥ ䷦ ䷧ ䷨ ䷩ ䷪ ䷫ ䷬ ䷭ ䷮ ䷯ ䷰ ䷱ ䷲ ䷳ ䷴ ䷵ ䷶ ䷷ ䷸ ䷹ ䷺ ䷻ ䷼ ䷽ ䷾ ䷿

差出有効期間
2025年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお綜合法律事務所 行

料金受取人払郵便

1. 77. 11. 11.

4398

164

郵便はがき

5 3 0 8 7 9 0



アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様**に澤田有紀弁護士が執筆した**書籍(1冊)**をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2024年3月末
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
 ※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
 ※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。